

## 誓 約 書

平成 年 月 日

石垣市教育長 様

園児氏名： \_\_\_\_\_  
(保護者)

住 所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

電話番号： \_\_\_\_\_

(保証人)

住 所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ (印)

電話番号： \_\_\_\_\_

入園に際し、保育料に関する下記の規則等を厳守するとともに、保護者及び保証人においてその責任を負うことを誓約いたします。

### 記

#### 1. 石垣市立幼稚園保育料に関する条例施行規則

##### 第10条

支給認定保護者は、条例及びこの規則の基準に基づいて決定された保育料を、毎月10日までに当月分を納付するものとする。ただし、市長が別に納期限を定めたときは、その納期限までに納付するものとする。

#### 2. 石垣市立幼稚園管理規則

##### 第18条第5項

石垣市立幼稚園保育料に関する条例第2条に定める保育料を3月以上滞納したとき教育委員会は、当該園児の登園を停止し、又は退園を保護者に対し命ずることができる。